

保護者のみな様へ(在校生用)

小・中学校の就学援助制度について(お知らせ)

京田辺市教育委員会

本市教育委員会では、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等について援助をしています。援助を希望される方は、下記により各学校で申請手続きをしてください。

なお、この制度は、毎年申請(更新)手続きが必要です。

(問い合わせ先 各学校又は京田辺市教育委員会教育部学校教育課 TEL 64-1392)

☆ 援助を受けられる世帯(認定基準)及び必要書類
裏面のとおり

☆ 援助を受けられる費用

○学用品・通学用品費 ○校外活動費 ○林間・海洋学習費 ○新入学学用品費
○学校給食費 ○体育実技用具費 ○修学旅行費 ○医療費 ○児童・生徒会費
○PTA会費 ○クラブ活動費 ○卒業アルバム代

※1 生活保護を受けている世帯は、申請によって◎印が援助されます。

※2 審査結果については、別途通知します。支給金額は決定通知の際にお知らせします。

☆ 申請方法

所定の申請書類は学校にありますので、「申請書兼世帯票」に必要事項を記入し、「添付書類」と共に提出してください。

1 申請書兼世帯票の書き方

- ① 保護者の住所・氏名を記入、押印してください。また下段の「委任」欄にも記入、押印してください。
- ② 世帯の状況欄には、世帯が別であっても住所が同一で生計を共にする方全員について、もれなく記入してください。
- ③ 事由欄(裏面)には援助を受けなければならない事情を記入してください。

2 提出先 各小・中学校

なお、京田辺市立小・中学校に在学する兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ在学する学校に別途、申請書兼世帯票を提出してください。

添付書類は小学校の申請書に添付していただければ結構です。

3 提出期限 令和3年3月3日(水)

注意事項

- ① 申請していただいても、審査の結果、認定できない場合がありますのでご了承ください。
- ② 所得税の確定申告や市府民税の所得申告をしていない場合は、審査できませんので、申告を行ったうえで申請してください。

☆ 援助を受けられる世帯(認定基準)及び必要書類

1 要保護児童・生徒

生活保護を受けている世帯

添付書類

…生活保護受給証明書

2 準要保護児童・生徒

① 生活保護が停止または廃止になった世帯

② 市町村民税が非課税の世帯

③ 市町村民税が減免になった世帯

④ 個人事業税が減免になった世帯

⑤ 固定資産税が減免になった世帯

⑥ 国民年金の掛金が減免になった世帯

⑦ 国民健康保険税が減免になった世帯

⑧ 児童扶養手当の支給を受けた世帯

⑨ 年間総所得額が生活保護基準額の1.3倍未満
の世帯

添付書類

…生活保護(停止・廃止)証明書

…市町村民税非課税証明書

…減免決定通知書の写し

… ”

… ”

… ”

… ”

…児童扶養手当支給証書の写し

…給与所得の源泉徴収票の写し
または確定申告書(A票・B票)の写し

※ 添付書類のうち、市税務課での非課税証明書の請求については、教育委員会学校教育課で
手数料の減免申請用紙を入手の上、手続きしてください。(発行手数料が減免されます。)

※年間総所得金額は前年分の所得で判定します。

※②の添付書類については、非課税証明書または市民税・府民税申告書の写しを添付してください。

【参考】

⑨に該当するのではないかとと思われる方は下記の例を参考にしてください。

モデルとなる世帯構成

父38歳、母37歳、子17歳、子13歳

給与による年収

給与収入 ¥5,831,000

(世帯全員の源泉徴収票「支払金額」欄の合計額)

給与所得 ¥4,122,400

(世帯全員の源泉徴収票「給与所得控除後の金額」欄の合計額)

【認定の基礎となる数値の算出】

認定の基礎となる数値 = 世帯の総所得額 - 控除額(所得税・源泉徴収税額、社会保険料) ÷ 12ヵ月

世帯の 総所得額	控除額		認定の基礎となる数値	
	所得税・源泉徴収税額	社会保険料	(年額)	(月額) ①
¥4,122,400	¥156,826	¥851,326	¥3,114,248	¥259,521

【生活保護基準額】(月額)

生活扶助	教育扶助	合計 ②
¥195,230	¥5,870	¥201,100

* 世帯によっては、上記以外に「住宅扶助」「母子加算」「障害者加算」が加算されます。

* この基準額は、令和元年実績であり、基準額が変更されることがあります。

【認定の審査】

①/② = 1.29 < 1.30

年間総所得額が生活保護基準額の1.3倍未満であるため、上記の世帯は認定されます。

〈留意事項〉

① 本試算はあくまでも標準世帯に基づく参考例であり、世帯構成(人数、年齢)及び所得状況等
によって違いがあります。

② 同一世帯に複数の人に所得がある場合は合算するものとします。